

独立行政法人日本学術振興会産学協力研究委員会
「テラヘルツ波科学技術と産業開拓第182委員会」運営内規

1. 研究委員会の活動

- (1) 研究委員会は、設置目的の達成に向け、研究会の開催、産学協力国際シンポジウムの開催、学界のシーズと産業界のニーズのマッチングの推進などの活動を行う。
- (2) 研究会は、委員相互及び国内外の招待講演者による研究発表と討論の場とし、随時開催する。委員、招待講演者以外の出席については、委員長による「オブザーバー」参加の承認を必要とする。

2. 研究委員会の組織

- (1) 研究委員会とは「テラヘルツ波科学技術と産業開拓第182委員会」であり、研究委員会に、委員会及び運営委員会を置く。
 - ア. 委員会は、当研究委員会の最高意思決定機関であり、委員全員をもって構成し、運営委員会より提案のあった案件（研究委員会の研究活動計画、委員の異動、予算・決算等）について審議・決定する。
 - イ. 運営委員会は、委員長の指示に基づき、委員会へ提案する上記アに定める案件について、企画・立案及び調整を行う。
 - ウ. 産業界委員は、委員長の承認により、委員会、運営委員会等に、所属組織内の代理人を出席させることができる。
- (2) 研究委員会に、委員長1名、副委員長若干名、幹事長1名、幹事若干名、顧問若干名及び運営委員若干名を置く。
- (3) 運営委員会は、委員長、副委員長、幹事長、幹事及び運営委員で構成する。
- (4) 研究委員会には必要に応じ分科会を設けることができる。分科会に主査を置く。分科会は、分科会主催の研究会を企画し、運営する。分科会の主査は、各分科会の取りまとめを行う。主査は運営委員を兼ねることができる。

3. 研究委員会の設置期間

研究委員会の設置期間は、5年を原則とし、委員会の決定に基づき、独立行政法人日本学術振興会へ申請する。

4. 委員及び任期

- (1) 研究委員会の委員は、学界委員及び産業界委員で構成する。
- (2) 委員の任期は設置期間以内とする。ただし、研究委員会が継続された場合の再任は妨げない。

5. 委員長、副委員長、幹事長、幹事、顧問、運営委員及び分科会主査の選出方法等

[選出方法]

- (1) 委員長、副委員長、幹事長、幹事、顧問、運営委員及び分科会主査は、運営委員会の議を経て、委員会において決定する。但し、委員会継続申請承認後の委員会開催前の期間は、継続申請において承認された委員長、副委員長および幹事長が、運営委員会を構成する。

[任期]

- (2) 委員長、副委員長、幹事長、幹事、顧問、運営委員及び分科会主査の任期は設置期間以内とする。ただし、研究委員会を継続する場合は再任することができる。

[役割]

- (3) 委員長は、委員会の会務を掌理する。
- (4) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または欠けたときは、委員長があらかじめ指名した副委員長が、その職務を代行する。
- (5) 幹事長は、委員長の指示に基づき、幹事及び運営委員とともに、委員会で審議する案件のすべてについて企画立案・調整にあたり、取りまとめを行う。幹事長及び幹事は、分科会の主査を援助し、研究会開催のための調整にあたる。
- (6) 顧問は委員長の諮問に応じ、助言を与える。

6. 研究委員会経費

- (1) 研究委員会の活動経費は、(独)日本学術振興会への寄付金(財源は産業界委員からの会費)及び(独)日本学術振興会の支援経費等をもって充てる。
- (2) 産業界委員の会費の額は、年度あたり一口10万円で一口以上とする。

7. 旅費及び講演謝金

旅費及び講演謝金の額は、日本学術振興会の規定を参考に、別途定める。ただし、委員長が必要であると認めた場合を除き、原則として、産業界委員には旅費を支給しない。

8. 委員会・研究会における記録

- (1) 研究委員会は、委員会の議事録を作成し保存する。
- (2) 委員会は、議事録に、疑義が生じた場合、必要に応じて修正を加えるものとする。
- (3) 第1項の委員会の議事録は、委員外(産業界委員は組織外)に非公開を原則とする。ただし、日本学術振興会等に報告書等として提出する必要がある場合は、この限りではない。
- (4) 研究委員会は、研究会での配布資料を作成するとともに、記録として保存する。
- (5) 前項の研究会での配布資料は、研究委員会に無断で委員外(産業界委員は組織外)に公表・配布してはならない。ただし、日本学術振興会等に報告書等として掲載する場合は、委員会の承認の議を経て、転載可能とする。

9. 知的財産

- (1) 本内規での「知的財産」とは、① 発明、② 考案、③ 意匠、④ 商標、⑤ 著作物、⑥ 集積回路、及び⑦ ノウ・ハウその他知的財産とし、「知的財産権」とは、知的財産にかかる権利をいう。
- (2) 知的財産権の帰属
 - ① 知的財産権は、原則として創出者に帰属する。
 - ② 研究会において委員・招待講演者が発表した知的財産にもとづき、他の委員が独自に発展させ、創出した知的財産及び知的財産権は、原則として他の委員に帰属する。

10. 守秘義務

委員会における報告及び討議から得た知識を、公知の場合を除き、研究委員会に無断で委員外(産業界委員は組織外)に開示してはならない。

11. 研究委員会の終了

- (1) 研究委員会の設置期間の満了等に伴い、研究委員会を終了する場合は、前もって委員会を開き、当該終了について承認を行う。また、研究委員会の設置期間を継続しようとする場合についても同様とする。
- (2) 研究委員会終了に伴う残余経費の処理については、日本学術振興会協力会と相談の上、適切な処理を行うものとする。

付則

1. 本運営内規は、2018 年 10 月 1 日から施行する。
2. 改訂 2019 年 10 月 17 日, 8-(5), 9-(2) ②, 10